

第209期 中間決算公告

2020年12月22日

三重県四日市市西新地7番8号
株式会社 三重銀行
取締役頭取 渡辺 三憲

中間連結貸借対照表（2020年9月30日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	190,640	預 金	1,763,236
コールローン及び買入手形	2,444	譲 渡 性 預 金	77,902
買入金銭債権	877	借 用 金	87,332
商品有価証券	92	外 国 為 替	0
有 価 証 券	360,241	そ の 他 負 債	15,420
貸 出 金	1,445,063	賞 与 引 当 金	565
外 国 為 替	1,984	退 職 給 付 に 係 る 負 債	141
そ の 他 資 産	62,486	執 行 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	97
有 形 固 定 資 産	11,123	株 式 給 付 引 当 金	68
無 形 固 定 資 産	4,494	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	108
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,410	繰 延 税 金 負 債	3,698
繰 延 税 金 資 産	297	支 払 承 諾	8,386
支 払 承 諾 見 返	8,386	負 債 の 部 合 計	1,956,957
貸 倒 引 当 金	△ 10,928	(純資産の部)	
		資 本 金	15,295
		資 本 剰 余 金	11,272
		利 益 剰 余 金	82,399
		株 主 資 本 合 計	108,967
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,536
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 44
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 176
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	14,314
		非 支 配 株 主 持 分	374
		純 資 産 の 部 合 計	123,656
資 産 の 部 合 計	2,080,614	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,080,614

中間連結損益計算書

(2020年 4月 1日から
2020年 9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		21,925
資 金 運 用 収 益	8,683	
(うち貸出金利息)	(6,889)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,733)	
役 務 取 引 等 収 益	3,221	
そ の 他 業 務 収 益	650	
そ の 他 経 常 収 益	9,368	
経 常 費 用		19,252
資 金 調 達 費 用	223	
(うち預金利息)	(159)	
役 務 取 引 等 費 用	887	
そ の 他 業 務 費 用	329	
営 業 経 費	9,869	
そ の 他 経 常 費 用	7,943	
経 常 利 益		2,672
特 別 利 益		0
固 定 資 産 処 分 益	0	
特 別 損 失		138
固 定 資 産 処 分 損	31	
減 損 損 失	107	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		2,534
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,802	
法 人 税 等 調 整 額	△ 950	
法 人 税 等 合 計		852
中 間 純 利 益		1,681
非支配株主に帰属する中間純利益		13
親会社株主に帰属する中間純利益		1,668

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 5社

三重銀総合リース株式会社

株式会社三重銀カード

三重銀信用保証株式会社

三重銀コンピュータサービス株式会社

株式会社三十三総研

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当ございません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ございません。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	3年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち

ち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、当行の執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員への株式会社三十三フィナンシャルグループ普通株式の給付等に備えるため、当中間連結会計期間末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建の資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(14) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1, 437百万円、延滞債権額は16, 900百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4, 044百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22, 382百万円であります。
なお、上記1. から3. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1, 646百万円であります。
5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、3, 028百万円あります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 79, 343百万円
担保資産に対応する債務
預金 7, 037百万円
借入金 68, 000百万円
上記のほか、デリバティブ取引及び公金事務取扱等の取引の担保として、有価証券160百万円及びその他資産251百万円を差し入れております。
また、その他資産には、金融商品等差入担保金4, 071百万円、中央清算機関差入証拠金15, 000百万円及び敷金・保証金971百万円が含まれております。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、297, 806百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが239, 161百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが

できる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 19,661百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は21,493百万円であります。
10. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、8.22%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益4,382百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,362百万円及び株式等売却損375百万円を含んでおります。
3. 「減損損失」は、移転等の決定及び営業キャッシュ・フローの低下がみられる営業用店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

地域	主な用途	種類	減損損失
三重県内	営業用店舗2か所	建物及び その他の有形固定資産等	62百万円
		(うち建物)	35百万円
		(うちその他の有形固定資産等)	26百万円
三重県外	営業用店舗2か所	建物及び その他の有形固定資産等	44百万円
		(うち建物)	22百万円
		(うちその他の有形固定資産等)	22百万円
合 計			107百万円
			(うち建物 58百万円)
			(うちその他の有形固定資産等 48百万円)

当行は、営業用店舗については、店舗単位のキャッシュ・フローが相互補完的であるエリア単位で、移転、廃止予定資産及び遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、寮、社宅等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結される子会社については、各社を一つのグループとして、各社毎にグルーピングしております。

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は主として不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

4. 中間包括利益 1,399百万円

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	190,640	190,640	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,000	4,972	△ 27
その他有価証券	353,171	353,171	—
(3) 貸出金	1,445,063		
貸倒引当金(*1)	△ 9,856		
	1,435,206	1,441,615	6,408
資産計	1,984,018	1,990,399	6,381
(1) 預金	1,763,236	1,763,249	13
(2) 譲渡性預金	77,902	77,902	—
(3) 借入金	87,332	87,244	△ 87
負債計	1,928,470	1,928,395	△ 74
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,166	4,166	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(64)	(64)	—
デリバティブ取引計	4,102	4,102	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、満期のないもの又は預入期間が短期間(1年以内)のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は内部格付に基づく区分ごとに、元利金及び保証料の合計額を同様の取引を行った場合に想定される利率及び保証料率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるもので要管理先に対するもの以外のものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。要管理先に対するもの及び固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金の種類ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を基礎として算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ・金利キャップ・金利スワップション）、通貨関連取引（通貨スワップ・先物外国為替・通貨オプション）であり、割引現在価値、オプション価格計算モデル等により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1)	704
② 組合出資金 (*2)	1,365
合 計	2,070

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間連結 貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,000	4,972	△ 27
	外国債券	5,000	4,972	△ 27
	その他	—	—	—
	小計	5,000	4,972	△ 27
合 計		5,000	4,972	△ 27

2. その他有価証券 (2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を超え るもの	株式	33,545	14,166	19,379
	債券	136,722	135,354	1,368
	国債	25,806	25,318	487
	地方債	56,234	55,870	363
	短期社債	—	—	—
	社債	54,681	54,164	516
	その他	76,149	72,567	3,581
	外国債券	39,838	37,766	2,071
	その他	36,310	34,800	1,509
	小計	246,417	222,088	24,329
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を超え ないもの	株式	1,251	1,510	△ 259
	債券	44,196	44,622	△ 426
	国債	23,805	24,044	△ 238
	地方債	9,669	9,687	△ 18
	短期社債	—	—	—
	社債	10,721	10,890	△ 168
	その他	61,305	64,077	△ 2,771
	外国債券	23,095	23,622	△ 527
	その他	38,210	40,454	△ 2,244
	小計	106,753	110,211	△ 3,457
合 計		353,171	332,299	20,871

(金銭の信託関係)
該当ございません。

(賃貸等不動産関係)
該当ございません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 9,158円15銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 123円94銭

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当行による子会社株式の追加取得

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
三重銀コンピュータサービス株式会社	コンピュータシステム開発・運行業
三重銀総合リース株式会社	リース業
株式会社三重銀カード	クレジットカード業

(2) 企業結合日

結合当事企業の名称	企業結合日
三重銀コンピュータサービス株式会社	2020年5月29日
三重銀総合リース株式会社	2020年7月31日
株式会社三重銀カード	2020年7月31日

(3) 企業結合の法的形式

連結される子会社からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

資本構成見直しによるグループ経営のガバナンスの強化を目的として、連結される子会社が保有する株式を取得したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

当行の取得原価は普通株式の取得価額944百万円ですが、連結会社相互間の取引であり、金額を相殺消去しております。

4. 非支配株主との取引に係る当行の持分変動に関する事項

該当ございません。